

平成25年1月28日

【照会先】

医政局看護課

課長補佐 河原 諭(内線4171)

試験免許係長 西村 緑(内線2594)

(代表電話)03(5253)1111

(直通電話)03(3595)2206

## 保健師、助産師及び看護師に対する行政処分一覧表

※行政処分の効力発効日は、平成25年2月11日(月)

平成25年1月28日(月) 医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会開催

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|   | 住 所                     | 氏名 (行政処分)   | 事件当時の医療機関名                                  | 事 件 の 概 要   | 司 法 処 分  |
|---|-------------------------|---|---|---|--|
| 1 | 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央5丁目27番地8号 | 看護師<br>よしだ みほ穂<br>吉田 美穂<br>(40歳)<br><br><b>業務停止2年</b>   | 川崎市立川崎病院<br><br>所在地<br>川崎市川崎区<br>新川通12番1号   | (覚せい剤取締法違反、公用文書毀棄)<br><br>当人は<br>第1 法定の除外事由がないのに、平成24年4月29日頃、横浜市鶴見区所在のA方居室内において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類若干量を鼻孔から吸引し、もって覚せい剤を使用し、<br>第2 同年5月2日午前8時52分頃、横浜市中区本牧宮原1番15号神奈川県山手警察署刑事課1号室において、同署派遣神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課司法警察員警部補Bから、前記第1の覚せい剤取締法違反の被疑事実に関する弁解録取書の内容確認を求められた際、同弁解録取書を手にとって引き裂き、もって公務所の用に供する文書を毀棄したものである。 | 平成24年7月17日<br>横浜地方裁判所<br>懲 役 2 年<br>執行猶予 4 年             |
|   | 住 所                     | 氏名 (行政処分)   | 事件当時の医療機関名                                  | 事 件 の 概 要   | 司 法 処 分  |
| 2 | 石川県河北郡津幡町太田へ 44-3       | 看護師<br>ほしかわ ゆみえ<br>細川 祐美恵<br>(24歳)<br><br><b>業務停止1年</b> | 金沢医科大学氷見市民病院<br><br>所在地<br>富山県氷見市鞍川<br>1130 | (大麻取締法違反)<br><br>当人は、みだりに、平成24年2月14日午前8時10分ころ、富山県氷見市所在の当人方において、大麻を含有する植物片0.7グラムを所持したものである。  | 平成24年5月15日<br>富山地方裁判所<br>懲 役 6 月<br>執行猶予 3 年<br>没 収 大麻2袋 |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|   | 住 所               | 氏名 (行政処分)  | 事件当時の医療機関名                             | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分  |
|---|-------------------|--|--|--|--|
| 3 | 兵庫県洲本市宇原<br>574番地 | 保健師、助産師、看護師<br><br>いしわか みさき<br>石若 美咲<br>(31歳)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">免許取消</div> | 兵庫県立西宮病院<br><br>所在地<br>兵庫県西宮市六湛寺町13番9号 | (未成年者誘拐、保護責任者遺棄、傷害)<br><br>当人は、<br>第1 平成18年9月5日午後3時20分ころ、兵庫県西宮市A広場において、B子(当時2歳)が母親から離れて一人で見かけ、かわいさのあまり、同児を誘拐しようとして決意し、甘言を用いて同児を同広場から一緒に行くよう誘惑し、これを承諾させて同所から同児を連れ去り、よって、同児を母親の保護の下から離脱させて被告人の支配下に置いた上、そのころから同日午後4時35分ころまでの間、同所から同市の当時の当人方を経由して同市C公園まで連れ回し、もって、未成年者である同児を誘拐した、<br>第2 同日午後3時23分過ぎころから同日午後4時30分ころまでの間、上記当時の当人方において、上記B子に対し、その頭部を堅い物体の平面部で殴打し、又は、その頭部を同平面部に打ち付けるなどの暴行を加え、よって、同児に入院加療約100日間を要し、左片麻痺等の後遺障害を伴う右急性硬膜下血腫及び右後頭頭頂骨骨折等の傷害を負わせた、<br>第3 上記B子を連れ去って当人の支配下に置き、同児と行動を共にしていた際、第2の傷害行為により、同児の意識が混濁し、歩行すら困難な状態に陥ったのを認識したのであるから、直ちに同児に医師の治療を受けさせるなど同児の生存に必要な保護を加えるべき責任があったにもかかわらず、同児を遺棄しようとして決意し、同日午後4時35分ころ、同児を上記C公園のベンチの上に置き去りにし、もって幼年者を遺棄したものである。 | 一審判決年月日<br>平成20年12月24日<br>神戸地方裁判所<br>懲 役 7 年<br><br>控訴審判決年月日<br>平成21年9月17日<br>大阪高等裁判所<br>控 訴 棄 却<br><br>上告審判決年月日<br>平成23年5月18日<br>最 高 裁 判 所<br>上 告 棄 却<br><br>異議申立決定年月日<br>平成23年6月3日<br>最 高 裁 判 所<br>申 立 棄 却 |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|   | 住 所                   | 氏名 (行政処分)  | 事件当時の医療機関名  | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分   |
|---|-----------------------|--|---|--|---|
| 4 | 香川県丸亀市飯山町<br>真時552番地7 | 看護師<br>よしなが ひろたか<br>吉 永 博 隆<br>(39歳)<br><br>業務停止1年 | 医療法人社団 赤<br>心会赤沢病院<br><br>所在地<br>香川県坂出市府中<br>町325番地 | (危険運転致傷)<br><br>当人は、平成23年7月9日午後11時4分ころ、香川県丸亀市内道路において、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作が困難な状態で、普通乗用自動車を時速約18ないし23キロメートルで走行させ、もってアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたことにより、そのころ、同所において、自車左前方に佇立中のA男(当時16歳)に自車左側部を衝突させて同人を路上に転倒させ、よって、同人に加療約22日間を要する右足部打撲傷等の傷害を負わせたものである。 | 平成23年11月29日<br>高松地方裁判所丸亀支部<br>懲 役 1 年<br>執行猶予 3 年 |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|   | 住 所                  | 氏名 (行政処分)                                    | 事件当時の医療機関名                                    | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分                                       |
|---|----------------------|--|---|--|---|
| 5 | 群馬県伊勢崎市国定町二丁目1861番地4 | 看護師<br>くに きだ とおる<br>国 定 徹<br>(41歳)<br>業務停止8月 | 社団法人伊勢崎佐波医師会病院<br><br>所在地<br>群馬県伊勢崎市下植木町481番地 | (自動車運転過失傷害、道路交通法違反)<br><br>当人は<br>第1 酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成24年5月14日午前1時46分ころ、群馬県伊勢崎市内道路において、普通乗用自動車を運転し<br>第2 前記日時ころ、前記車両を運転し、前記場所先の交通整理の行われていない交差点を三和町方面から国定町方面に向かい右折するに当たり、対向車両の有無及びその安全を確認して右折進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、左方の看板に気をとられ、対向車両の有無及びその安全を確認せずに漫然時速約15キロメートルで右折進行した過失により、折から香林町方面から対向してきたA男運転の自動二輪車に気付かないまま同車前部に自車前部を衝突させて同人を路上に転倒させ、よって、同人に加療約1.2週間を要する右脛骨骨幹部開放骨折等の傷害を負わせたものである。 | 平成24年7月20日<br>前橋地方裁判所<br>懲 役 1年2月<br>執行猶予 3 年 |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|   | 住 所                 | 氏名 (行政処分)  | 事件当時の医療機関名   | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分                           |
|---|---------------------|--|--|--|-----------------------------------|
| 6 | 群馬県高崎市八千代町二丁目14番20号 | 看護師<br>星野 智美<br>(22歳)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">業務停止2月</div> | 独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター<br><br>所在地<br>群馬県高崎市高松町36番地 | (自動車運転過失傷害、道路交通法違反)<br><br>当人は、<br>第1 平成23年7月8日午前11時21分ころ、普通乗用自動車を運転し、群馬県高崎市内の信号機により交通整理の行われている交差点を末広町方面から東町方面に向かい左折進行するに当たり、同交差点左折方向出口には横断歩道が設けられており、その左方歩道上には、信号待ちのため停止していたA子(当時70歳)運転の自転車を認めていたのであるから、同自転車の動静を注視しつつ、同横断歩道を横断する自転車等の有無及びその安全を確認して左折進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、対向右折車両に気をとられ、同自転車の動静を注視せず、同横断歩道を横断する自転車等の有無及びその安全を確認しないで、漫然時速約25キロメートルで左折進行した過失により、同横断歩道を左方から右方に向かい横断中の前記A子運転の自転車の気付かないまま、同自転車前部に自車左側面前部を衝突させて、同自転車もろとも同人を路上に転倒させ、よって、同人に全治1週間を要する頭部外傷等の傷害を負わせた<br><br>第2 前記日時場所において、前記車両を運転し、前記A子に自車を衝突させるなどし、同人に前記傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して、同人を救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったものである。 | 平成23年7月27日<br>高崎簡易裁判所<br>罰 金 50万円 |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|   | 住 所                       | 氏名 (行政処分)                            | 事件当時の医療機関名  | 事 件 の 概 要   | 司 法 処 分                            |
|---|---------------------------|--------------------------------------|---|---|------------------------------------|
| 7 | 山梨県南アル<br>プス市鏡中條<br>687   | 看護師<br>なとり 頼子<br>(59歳)<br><br>業務停止1月 | 医療法人 社団慈<br>成会 三枝病院<br><br>所在地<br>山梨県甲斐市竜王<br>新町字西裏144<br>0番地 | (道路交通法違反)<br><br>当人は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグ<br>ラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成23年8<br>月9日午前11時33分ころ、山梨県中巨摩郡内道路におい<br>て、普通乗用自動車を運転したものである。   | 平成23年11月16日<br>甲府簡易裁判所<br>罰 金 50万円 |
|   | 住 所                       | 氏名 (行政処分)                            | 事件当時の医療機関名  | 事 件 の 概 要   | 司 法 処 分                            |
| 8 | 富山県高岡市<br>福岡町矢部<br>1307番地 | 看護師<br>おしき 悦子<br>(58歳)<br><br>業務停止1月 | 高岡市民病院<br><br>所在地<br>富山県高岡市宝町<br>4番1号                         | (道路交通法違反)<br><br>第1 当人は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミ<br>リグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成<br>24年5月14日午前7時25分ころ、富山県高岡市内道<br>路において、普通乗用自動車を運転した<br>第2 前記日時・場所において、前記自動車を運転中、一時停<br>止すべき場所で一時停止を怠った。 | 平成24年6月8日<br>高岡簡易裁判所<br>罰 金 35万円   |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|    | 住 所                  | 氏名 (行政処分)   | 事件当時の医療機関名                                   | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分  |
|----|----------------------|---|--|--|--|
| 9  | 神奈川県川崎市麻生区向原二丁目18番10 | 看護師<br>しみず あゆみ<br>清水 亜由美<br>(33歳)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">業務停止1月</div> | 群馬県立小児医療センター<br><br>所在地<br>群馬県渋川市北橘町下箱田779番地 | (道路交通法違反)<br><br>第1 当人は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成21年11月22日午後8時50分ころ、群馬県北群馬郡内道路において、普通乗用自動車運転した。<br><br>第2 前記日時・場所において、前記自動車を運転中、一時停止すべき場所で一時停止を怠った。  | 平成21年12月24日<br>前橋簡易裁判所<br>罰 金 30万7千円   |
|    | 住 所                  | 氏名 (行政処分)   | 事件当時の医療機関名                                   | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分  |
| 10 | 熊本県熊本市西区横手5丁目1-10    | 看護師<br>たなか けいこ<br>田中 恵子<br>(45歳)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">戒告</div>      | 野尻会 熊本泌尿器科病院<br><br>所在地<br>熊本県熊本市新町4丁目7-22   | ① (道路交通法違反幫助)<br><br>当人は、平成22年11月3日午後零時14分ころ、熊本市内の歩道上において、A男が公安委員会の同1せの運転免許を受けないで運転することを知りながら、同1せに普通乗用自動車貸与して、同人が同午後零時15分ころ市内道路において、前記無免許運転行為を容易にさせ、もって前記無免許運転行為を助したものである。<br><br>② (道路交通法違反)<br><br>当人は、公安委員会の運転免許を受けないで、平成23年10月24日午前6時30分頃、熊本市内道路において、普通乗用自動車運転したものである。 | ①平成23年3月1日<br>熊本簡易裁判所<br>罰 金 10万円<br><br>②平成23年12月27日<br>熊本簡易裁判所<br>罰 金 30万円 |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|    | 住 所                | 氏名 (行政処分)  | 事件当時の医療機関名  | 事 件 の 概 要   | 司 法 処 分                            |
|----|--------------------|--|---|---|------------------------------------|
| 11 | 栃木県日光市土沢6<br>83番地4 | 看護師<br>たかの あやこ<br>高野 彩子<br>(24歳)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;">業務停止3月</div> | 社団医療法人明倫<br>会今市病院<br><br>所在地<br>栃木県日光市今市<br>381番地 | (業務上過失致死)<br><br>当人は、栃木県日光市A病院に准看護師として勤務し、医師の指示を受けて傷病者に対する診療の補助を行う業務に従事していたものであるが、平成22年1月23日午前11時15分ころ、同病院において、患者B子(当時8.8歳)に対し、その静脈に塩化カリウム液である「K. C. L. 点滴液15%」1アンプル約20ミリリットルを投与するに当たり、予め同病院医師C男から同塩化カリウム液を輸液製剤であるリングル液に混合して希釈した上点滴するよう指示されていた上、同塩化カリウム液を希釈しないで使用すると高カリウム血症による心停止を引き起こす危険があったのであるから、同医師の前記指示に従って、同塩化カリウム液を前記B子の静脈に刺入されていた点滴管から点滴投与中であつたリングル液約250ミリリットルに混合して希釈した上で、同点滴管を通して前記B子の静脈に点滴投与すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、同塩化カリウム液約18ミリリットルを希釈しないまま、前記点滴管途中の三方活栓から直接前記B子の左腕部静脈に注入した過失により、同人を高カリウム血症による心停止に陥らせ、よつて、同月27日午前3時31分ころ、同病院において、同心停止に基因する低酸素脳症により、同人を死亡させたものである。 | 平成24年9月28日<br>宇都宮簡易裁判所<br>罰 金 70万円 |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|    | 住 所                  | 氏名 (行政処分)                                      | 事件当時の医療機関名                            | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分                           |
|----|----------------------|--|---------------------------------------|--|-----------------------------------|
| 12 | 北海道名寄市風連町<br>仲町60番地1 | 看護師<br>おおにし のりあき<br>大西 紀彰<br>(25歳)<br><br>免許取消 | 深川市立病院<br><br>所在地<br>北海道深川市6条<br>6番1号 | (強姦致傷、強要未遂、住居侵入、強姦)<br><br>当人は、<br>第1 A子(当時19歳)を強いて姦淫しようと企て、平成21年9月1日午前零時すぎころ、旭川市所在の株式会社C銀行北西側駐車場に駐車中の普通乗用自動車内において、同女を背もたれを倒した運転席座席シートに押し倒して馬乗りとなり、片手で同女の口をふさぐなどの暴行を加えた上、同女に対し、「人気のないところに移動するか。」などと語気鋭く申し向けて脅迫した上、同女の腕をつかんで同女方まで赴き、さらに、同日午前1時ころ、同所において、同女に対し、「脱げ。もっと痛い目に遭いたくないだろう。」などと語気鋭く申し向けて脅迫した上、ベッド上に押し倒すなどの暴行を加えて、その反抗を抑圧し、そのころから同日午後零時過ぎころまでの間、前後4回にわたって、強いて同女を姦淫し、その際、同女に全治約5日ないし6日間を要する処女膜裂傷、外陰部裂傷の傷害を負わせ、<br>第2 同日午後2時30分過ぎころ、前記同女方において、包丁を手に持って、同女に対し、「お前が逃げようとしたら、お前の足を切り付けて動けないようにしてやる。付き合ってくれ。」などと語気鋭く申し向けて脅迫し、同女をしてその要求に応じなければその生命、身体にいかなる危害を加えられかねない旨畏怖させて、同女を自己と交際させるなどして自己の支配下に置こうとしたが、同女が警察に通報したため、その目的を遂げず、もって人に義務のないことを行わせようとしたが未遂に終わり、<br>第3 同年8月30日、帰宅途中のB子(当時21歳)を認めるや、同女を強いて姦淫しようと企て、同女が名寄市の玄関ドアを開けて室内に入ろうとした際、そのドアから同室内に侵入し、同女に対し、その肩付近を手で突いて転倒させ、覆いかぶさって、その腕、足及び頸部などを手で押さえ付けた上、手で同女の口をふさぐなどの暴行を加え、さらに、同女に対し、「おとなしくして。殺すよ。」などと申し向けて脅迫し、その反抗を抑圧して、強いて同女を姦淫した。 | 平成22年10月22日<br>旭川地方裁判所<br>懲 役 10年 |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|    | 住 所                         | 氏名 (行政処分)   | 事件当時の医療機関名  | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分                                       |
|----|-----------------------------|---|---|--|---|
| 13 | 静岡県榛原郡吉田町<br>神戸2688番地の<br>3 | 看護師<br>とつか えみこ<br>戸塚 恵美子<br>(34歳)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">業務停止3年</div> | 静岡県立総合病院<br><br>所在地<br>静岡県静岡市葵区<br>北安東4丁目27<br>-1 | <p>(窃盗)<br/>当人は、平成23年7月13日、左記病院物品庫において、同病院院長A男管理に係るティッシュペーパー15個(時価合計約834円相当)を窃取したものである。</p> <p>(窃盗)<br/>当人は、平成22年1月6日頃、左記病院3階手術室女子更衣室において、B子管理に係るロッカー在中のバッグ内から同人所有に係る現金約1万3500円及びクレジットカード3枚ほか約12点在中の財布1個(時価合計約1万5000円相当)を窃取したものである。</p> <p>(窃盗)<br/>当人は、平成21年1月5日頃、左記病院地下1階女性更衣室において、C子所有に係る手提げバッグ内から同人所有に係る現金約3万2000円及び運転免許証1通ほか6点在中の財布1個(時価合計約3万円相当)を窃取したものである。</p> <p>(窃盗)<br/>当人は<br/>第1 平成21年11月6日頃、左記病院3階手術室において、同病院院長A男管理に係るデジタルカメラ1台ほか1点(時価合計約2万1000円相当)を窃取し<br/>第2 平成23年5月16日頃、同病院静岡PETイメージングセンター2階問診室において、D男所有に係るバッグ在中の財布内から同人所有に係る現金約9万円を窃取したものである。</p> | 平成23年11月15日<br>静岡地方裁判所<br>懲 役 2 年<br>執行猶予 3 年 |



# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|    | 住 所                      | 氏名 (行政処分)  | 事件当時の医療機関名                               | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分  |
|----|--------------------------|--|--|--|--|
| 15 | 岐阜県本巣郡<br>北方町小柳<br>1-107 | 看護師<br>坂元 和代<br>(36歳)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">免許取消</div> | 岐阜市民病院<br><br>所在地<br>岐阜県岐阜市鹿島<br>町7丁目1番地 | <p>(現住建造物等放火未遂、建造物損壊)</p> <p>当人は、職場の同僚であったA子と飲食をした際に同人の財布を触っていたのを見たと同人に指摘されたことから、同人と親しい同僚の間にその噂が広がって職場での評判が落ちることを恐れ、その不安や焦りが元となって、同人や同人と親しい同僚であるB子の住居で火を点けて建物を損壊したり焼損させたりしようとするに至り、</p> <p>第1<br/>平成22年9月29日午前2時5分ころから同日午前2時29分ころまでの間、岐阜市所在のA子ほか12名が現に住居に使用し、有限会社C(代表取締役D)が所有するアパートE(軽量鉄骨造かわらぶき2階建共同住宅、床面積合計約291.12平方メートル)玄関先において、雑誌等が置かれた同所の三和土等に油脂類を散布した上、同雑誌等に所携の点火用具で点火し、その火力により、同アパートの外壁をくん焼させるなど(損害見積額合計69万9825円)、もって他人の建造物を損壊した</p> <p>第2<br/>平成22年10月12日午前4時52分ころから同日午前4時57分ころまでの間、前記アパートE玄関先において、布類等を同アパート102号室及び同202号室の玄関ドアの取っ手に挟み込んだ上、同布類等に所携の点火用具で点火し、その火力により同アパート102号室及び202号室の玄関ドアをくん焼させ(損害見積額合計22万500円)、もって他人の建造物を損壊した</p> <p>第3<br/>前記アパートEに放火しようと企て、平成22年10月27日午後11時9分ころから同日午後11時15分ころまでの間、上記アパート玄関先において、灯油を染みこませた布を同アパート202号室の郵便受け内に差し込んだ上、同布に所携の点火用具で点火して放火したが、同アパートの202号室の玄関ドアをくん焼させるなどしたに止まり、その目的を遂げなかった</p> <p>第4<br/>同市所在のB子ほか3名が現に住居に使用するF男方居宅(木造瓦葺2階建、床面積合計約107.64平方メートル)に放火しようとして、平成22年11月30日午前2時43分ころから同日午前2時49分ころまでの間に、同人方玄関先において、同所の三和土に置かれた傘等に所携の灯油をまき、これに所携の点火用具で点火して放火したが、同人らによって消化されたため、同人方玄関東側外壁等くん焼させるなどしたに止まり、その目的を遂げなかったものである。</p> | 平成24年2月9日<br>岐阜地方裁判所<br>懲 役 3 年<br>執行猶予 5 年<br>(執行猶予期間中保護観察) |

# 行政処分対象者概要一覧

(平成25年1月)

|    | 住 所                | 氏名 (行政処分)   | 事件当時の医療機関名                              | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分                            |
|----|--------------------|---|---|--|------------------------------------|
| 16 | 愛媛県宇和島市賀古町1丁目2番29号 | 看護師<br>鷹子 亮介<br>(28歳)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">戒告</div> | 市立宇和島病院<br><br>所在地<br>愛媛県宇和島市御殿場町1番1号   | (住居侵入、窃盗未遂)<br><br>当人は、窃盗の目的で、平成22年9月28日午前11時5分ころ、愛媛県宇和島市所在のA子方ベランダ内に、柵を乗り越えて侵入し、そのころ、同所において、同所に干していた洗濯物をかき分けて女性用下着を物色中、同人に発見されたため、その目的を遂げなかったものである。                                 | 平成22年10月8日<br>宇和島簡易裁判所<br>罰 金 30万円 |
|    | 住 所                | 氏名 (行政処分)   | 事件当時の医療機関名                              | 事 件 の 概 要  | 司 法 処 分                            |
| 17 | 静岡県藤枝市大洲4丁目11-11   | 看護師<br>松下 侑吾<br>(27歳)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">戒告</div> | 市立島田市民病院<br><br>所在地<br>静岡県島田市野田1200番地の5 | (窃盗、窃盗未遂)<br><br>当人は、<br>第1 平成24年4月頃、静岡県島田市所在のA男方物干し場において、B子所有に係るショーツ1枚(時価約3000円相当)を窃取した<br>第2 女性用下着を窃取する目的で、同年8月20日、同市所在のC男方ベランダに干してあった洗濯物を物色したが、女性用下着を発見できなかったため、その目的を遂げなかったものである。 | 平成24年9月7日<br>静岡簡易裁判所<br>罰 金 20万円   |